

議会基本条例特集号

市議会
だより

平成28年
(2016年)
8月16日発行

発行／小金井市議会
〒184-8504
小金井市本町六丁目6番3号

編集／広報協議会
TEL (042) 387-9947 (直通)
FAX (042) 387-1225

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

小金井市議会のページ <http://www.city.koganei.lg.jp/shisei/gikaijimukyoku/>

議会基本条例が



8月からスタート!

市政の発展に向け活動するための、小金井市議会の最高規範が制定されました。



小金井市議会は、平成23年(2011年)3月、市民の陳情書を採択したことを受け、議会運営委員会及び全会派の代表者による議会基本条例策定代表者会議において、5年余にわたり協議を進めてきました。

昨年、議会だより特集号(平成27年8月11日発行)で条例(案)をお知らせするとともに、市民説明会の開催や、パブリックコメントを実施しました。市民の皆様のご意見も参考に更に練り上げ、平成28年第1回定例会において、全会一致で条例を可決しました。関係例規を整備し、8月1日に条例が施行されました。

今後も、小金井市議会は、市民の負託に応え、福祉の増進及び市政の発展に向けて活動してまいります。

議会改革の取組について

小金井市議会では、これまでも議会改革に取り組んでまいりましたが、条例制定により目的達成を目指してまいります。

これまでの取組

- 自由闊達な^{かつ}質疑の保障
- 少数会派も認め合う議会
- 政務活動費の全ての領収書または支払証明書の提出義務と情報公開
- ほぼ全ての会議のインターネット配信

など

取り組めます! -主な項目-

- 1 わかりやすい議会へ!
◆ 議会報告会を義務付けました
◆ 広報協議会を設置し、広報の充実
- 2 議会の力を強化!
◆ 政策検討会を設置し、政策提案を促進
◆ 市長が提案する政策等について、発生源、法的根拠、財源の説明を要求
- 3 災害時に速やかに対応!

これから

条例の研修・検証などを行い、更なる議会改革に努めてまいります。

市民福祉の増進へ

議会基本条例に基づく議会報告会を開催します

小金井市議会基本条例第12条に基づき、議会報告会を開催します。

皆様のご参加をお待ちしております。

日時: 10月23日(日) 午後3時~午後5時

会場: 萌え木ホール(商工会館3階)

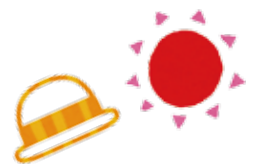
その他: ▶手話通訳あり ▶保育あり
(保育は10月14日までに事前申込)

問合先: 議会事務局 (☎042-387-9947)
(FAX042-387-1225)



(9月6日)

昨年の市民説明会の様子



(8月29日)

